(平成 18 年 3 月 22 日本部訓令第 5 号)

改正 平成27年3月6日本部訓令第3号

鳥取県警察公印規程を次のように定める。

鳥取県警察公印規程(昭和29年7月鳥取県警察本部訓令第2号)の全部を改正する。 (目的)

第1条 この規程は、警察本部及び警察署における公印(以下「公印」という。)の制式、 保管及び取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の名称、制式等)

第2条 公印の名称、制式等は別表のとおりとする。

(管理責任者)

第3条 管理責任者は、各所属長とし、公印の管理及び取扱いについて、総括してその責めに任じなければならない。

(保管責任者)

- 第4条 公印の保管及び取扱いについて補助させるため、保管責任者を置き、別表に掲げる者をもって充てる。
- 2 保管責任者は、管理責任者の命を受け、公印の保管、使用及び取扱いについてその責めに任ずるとともに、管理責任者に対して責任を負う。
- 3 保管責任者は、公印を印箱に納め、使用しないときは施錠ができる安全な保管庫に収納しておかなければならない。

(公印の新調、改刻又は廃止)

- 第5条 管理責任者は、公印を新調、改刻又は廃止しようとするときは、あらかじめ警務 部総務課長(以下「総務課長」という。)を経由して鳥取県警察本部長(以下「本部長」 という。)の承認を得なければならない。
- 2 前項の手続は、総務課長に登録(新規・改刻・廃止)申請書(様式第1号。以下「申請書」 という。)を送付し、公印の登録又は抹消を申請しなければならない。 (公印の登録及び保存)
- 第6条 総務課長は、公印台帳(様式第2号)を備え、前条の申請が承認されたときは、公 印の登録又は抹消を行うとともに、当該申請書とともに保存しなければならない。
- 2 総務課長は、公印の登録又は抹消をしたときは、管理責任者にその旨を通知しなければならない。
- 3 管理責任者は、登録又は抹消により不要となった公印を、速やかに総務課長に送付し、 総務課長は、必要と認める期間保存した後、廃棄手続をとらなければならない。 (公印の使用)

- 第7条 管理責任者は、前条の登録通知を受けた後でなければ、当該公印を使用してはな らない。
- 2 公印は、保管責任者の指定する場所以外に持ち出して使用することはできない。ただし、保管責任者が必要と認めたときは、この限りでない。
- 3 公印を使用しようとする者は、保管責任者に当該原議及び施行文書を呈示してから押 印を受けなければならない。
- 4 保管責任者は、原議が決裁を経たものであることを確認しなければ、公印を押印して はならない。
- 5 総務課長の承認を得た場合は、公印の印影を刷り込むことにより、公印の押印に代えることができる。ただし、公印の印影を刷り込んだ文書については、公印(刷込)使用承認簿(様式第3号)に記載し、使用状況を明確にしておかなければならない。 (代理保管責任者の公印の取扱い)
- 第8条 保管責任者が休日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年3月鳥取県条例第5号) 第1条第1項各号に掲げる日をいう。)又は退庁時刻後若しくは、出張、休暇、疾病等 で不在となるときは、あらかじめ代理者を指定し公印の保管を命じ使用させることが できる。
- 2 前項の規定により公印の保管を命じられた者が公印を使用するときは、前条の規定を 準用するほか、公印使用簿(様式第4号)にその都度所要の事項を記載しなければならない。

(公印の省略文書)

- 第9条 次に掲げる文書は、公印の押印を省略することができる。
 - (1) 県の機関又は市町村あての往復文書(発信名義が警察本部長又は警察署長であるものを除く。)
 - (2) 通達、報告又は連絡に係る文書
 - (3) 送付書その他これに類する文書
 - (4) 案内状その他これらに類する文書のうち軽易なもの
 - (5) 書簡文による文書

(事故報告)

第10条 管理責任者は、公印の紛失、盗難、損傷、偽造、不正使用等の事故が発生したときは、直ちに総務課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(公印取扱い上の注意事項)

- 第11条 公印の取扱いに際しては、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 公印を放置したり、かぎのない引出し等に入れたまま又は保管箱若しくは保管庫のかぎを外したまま席を外さないこと。
 - (2) 公印をみだりに人に渡したり押印しないこと。
 - (3) 職務上公印を取り扱う者以外の者が取り扱わないこと。

- (4) その他この規程に定める手続を経ないで公印の取扱いをしないこと。 (公印の使用状況の調査等)
- 第12条 総務課長は、公印の保管、使用状況その他必要な事項について調査し、又は指導することができる。
- 2 総務課長は、前項の規定により調査し、又は指導する際必要と認めるときは、保管責任者にその事務について報告を求め、又は参考書類の提出を求めることができる。 (証明)
- 第13条 総務課長は、請求により印影の真否につき、証明することができる。

附則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月6日本部訓令第3号)

この訓令は、平成27年3月9日から施行する。

別表

公印 の名 称・ 種別	公印に 表示す る文字	ひながた	書体	大きさにリ	材質	個数	保管 責任 者	備考
本部長印	鳥取県 警察 印		てん書	$\times 2$	木質	1	総務 課次 席	

		鳥取県 警察本 印	てん書		木質	1	総務課次席	表彰状及び感謝状用
専用本	모 모	鳥取県警察本部長之		21 ×2 1	プラスチック凸版		総務課次席	刷込印刷 用 行政処分 専用
部長印	2	鳥取県 警察本 部長印		21 ×2 1	プラスチック凸版		総務課次席	刷込印刷 用 交通反則 金通告書 等専用

第 鳥取県 3 警察本 号 部長印		20 ×2 0	木質	1	交反通セタの告佐通則告ンー通補官	交通反則 金通告書 用
第 鳥取県 4 警察本 号 部長	٧V	丸型直径2 0	金属	3	運免課席運免試場運免課長佐転許次 転許験長転許課補	押出しスタンプ 仮運転免許証交付専用
第 鳥取県 5 警察本 号 部長	かい書	6× 25	木質	3	運免課席運免試場運免課長佐転許次 転許験長転許課補	仮運転免 許証の確 認記載事 項用

本部印	鳥取県警察本部之印		てん書	38 ×3 8	木質	1	総務課次席	
部長印	鳥取県 警察本 部 ・部 ・長 之印		てん書	22 ×2 2	木質	1	各庶担課席	表示する文字欄の文字の部名を加入する。
部印	鳥取県 警察本 部 之印	Promoto-9 184 70 Hab 10 Promoto-9 ASTERIO (1869) (Promoto-9 AST		30 ×3 0	木質	1	各庶担課席	表示する文字欄の文字には別名を加入する。

課(所、隊)長	鳥取県本部は所、長の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の	© CORPOTO PRESENTAL TORNERS AND		22 ×2 2	木質	1	各課 次席 (副隊 長)	表示する 文字 間名 及 で 第 名 で 第 で 第 で 第 で 第 で 第 で 第 で ま る 。
課 (所、隊)印	鳥警部課所隊印			30 ×3 0	木質	1	各課 次席 (副隊 長)	表示する文字にひびまれるの空間名のでいません。
校長 印	鳥取県 警察 長 印	Company of the Control of the Contro	てん書	22 ×2 2	木質	1	副校 長	

	鳥取県警校之印	© TORROTORIA TORRA ANTIRA MARIANDA ANTIRA MARI		30 ×3 0	木質	1	副校 長	
署長印	鳥取 警長 即 第 記 即		てん書	22 ×2 2	木質	1	各署署(次長	の空間に は警察署 名を加入 する。
署印	鳥取県 警察 署之印	Groups reasons. No season assessment and the season of the	てん書	30 ×3 0	木質	1	各署(次長	表示する文書の文書を加る。

様式第1号(第5条第2項関係)

登録(新規·改刻·廃止)申請書 [別紙参照]

様式第2号(第6条第1項関係)

公印台帳 [別紙参照]

様式第3号(第7条第5項関係)

公印(刷込)使用承認簿 [別紙参照]

様式第4号(第8条第2項関係)

公印使用簿 [別紙参照]